

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則	第一章 同 上
第一節 通則（第一条—第四条）	第一節 同 上
第二節 国税の納付義務の承継等（第五条—第九条の三）	第二節 同 同 上
第三節 期間及び期限（第十条・第十一條）	第三節 同 同 上
第四節 送達（第十二条—第十四条）	第四節 同 上
第二章 国税の納付義務の確定	第二章 同 上
第一節 通則（第十五条・第十六条）	第一節 同 上
第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続	第二節 同 上
第一款 納税申告（第十七条—第二十二条）	第一款 同 上
第二款 更正の請求（第二十三條）	第二款 同 上
第三款 更正又は決定（第二十四条—第三十条）	第三款 同 上
第三章 国税の納付及び徵収	第三章 同 上
第一節 国税の納付（第三十四条—第三十五条）	第一節 同 上
第二節 国税の徵収	第二節 同 上
第一款 納税の請求（第三十六条—第三十九条）	第一款 同 上
第二款 滞納処分（第四十条）	第二款 同 上
第三節 雜則（第四十一条—第四十五条）	第三節 同 上
第四章 納税の猶予及び担保	第四章 同 上
第一節 納税の猶予（第四十六条—第四十九条）	第一節 同 上
第二節 担保（第五十条—第五十五条）	第二節 同 上
第五章 国税の還付及び還付加算金（第五十六条—第五十九条）	第五章 同 上
第六章 附帯税	第六章 同 上
第一節 延滞税及び利子税（第六十条—第六十四条）	第一節 同 上
第二節 加算税（第六十五条—第六十九条）	第二節 同 上
第七章 国税の更正、決定、徵収、還付等の期間制限	第七章 同 上
第一節 国税の更正、決定等の期間制限（第七十条・第七十一条）	第一節 同 上

目次

第一章 同 上	第一章 同 上
第二節 同 上	第二節 同 上
第三節 同 上	第三節 同 上
第四節 同 上	第四節 同 上
第五章 同 上	第五章 同 上
第六章 同 上	第六章 同 上
第七章 同 上	第七章 同 上
第一節 同 上	第一節 同 上
第二節 同 上	第二節 同 上
第三節 同 上	第三節 同 上
第四節 同 上	第四節 同 上
第五章 同 上	第五章 同 上
第六章 同 上	第六章 同 上
第七章 同 上	第七章 同 上

第二節 国税の徴収権の消滅時効（第七十二条・第七十三条）

第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条）

第七章の二 国税の調査（第七十四条の二—第七十四条の十三の二）

第七章の三 行政手続法との関係（第七十四条の十四）

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 総則（第七十五条—第八十条）

第二款 再調査の請求（第八十一条—第八十六条）

第三款 審査請求（第八十七条—第一百三条）

第四款 雜則（第一百四条—第一百三十三条の二）

第二節 訴訟（第一百十四条—第一百十六条）

第九章 雜則（第一百一十七条—第一百二十五条）

第十章 罰則（第一百二十六条—第一百三十三条）

第十一章 犯則事件の調査及び処分（第一百三十四条—第一百五十四条）

第二節 犯則事件の処分（第一百五十五条—第一百六十条）

附則

（相続による国税の納付義務の承継）

第五条 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条（相続財産法人の成立）の法人は、その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。次章、第三章第一節（国税の納付）、第六章（附帯税）、第七章第一節（国税の更正、決定等の期間制限）、第七章の二（国税の調査）及び第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除き、以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言によ

第二節 同 上

第三節 同 上

第七章の二 同 上

第七章の三 同 上

第八章 同 上

第一節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第二節 同 上

第九章 同 上

第十章 同 上

第九章 罰則（第一百二十六条—第一百二十九条）

第十章 罰則（第一百二十六条—第一百二十九条）

附則

（相続による国税の納付義務の承継）

第五条 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条（相続財産法人の成立）の法人は、その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。第二章（国税の納付義務の確定）、第三章第一節（国税の納付）、第六章（附帯税）及び第七章第一節（国税の更正、決定等の期間制限）を除き、以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言によ

る相続分の指定)の規定によるその相続分により按分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

(修正申告)

第十九条 省略

2・3 省略

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものと記載した書類を添付しなければならない。

一・二 省略

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ 省略

ハ 所得税法第一百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第一百六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十条第七項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十一条の三十一第六項(連結欠損金の繰戻しによる還付)及び第一百四十四条の十三第十三項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する場合を含む。)若しくは地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 省略

(更正等の効力)

第二十九条 第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下第七十二条(国税の徴収権の消滅時効)までにおいて「更正

る相続分の指定)の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

(修正申告)

第十九条 同上

2・3 同上

4 同上

一・二 同上

三 同上

イ・ロ 同上

ハ 所得税法第一百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第一百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十一条の三十一第四項(連結欠損金に対する準用)及び第一百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する場合を含む。)若しくは地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 同上

(更正等の効力)

第二十九条 第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下「更正」という。)で既に確定した納付すべき税額を増加さ

「という。」で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2・3 省略

(口座振替納付に係る通知等)

第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行おうとする納税者から、その納付に必要な事項の当該金融機関に対する通知で財務省令で定めるものの依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の通知に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第三十四条の六 省略

3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

せるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2・3 同上

(口座振替納付に係る納付書の送付等)

第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なおうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第三十四条の六 同上

3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(重加算税)

4・6 省略

(重加算税)

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 省略

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二条の五の二（定義）に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同法第二条第十二条の二に規定する分割法人、同条第十二条の四に規定する現物出資法人、同条第十二条の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人、同条第十二条の五に規定する被現物出資法人、同条第十二条の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人、同条第十二条の五に規定する被現物出資法人、同条第十二条の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二条の六の七に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二条の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする。

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税關の当該職員（税關の当該職員にあつては、消費税に関する調査（第一百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。）を行う場合に限る。）

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 同上

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者が分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二条の六（定義）に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同法第二条第十二条の二に規定する分割法人、同条第十二条の四に規定する現物出資法人、同条第十二条の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人、同条第十二条の五に規定する被現物出資法人、同条第十二条の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二条の六の七に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二条の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする。

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税關の当該職員（税關の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行なう場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区

5 第一項、第二項又は前項の規定は、消費税等（消費税を除く。）については、適用しない。

は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

254 省略

154 同上

（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）

第七十四条の四 国税庁等又は税關の当該職員（以下第四項までにおいて「当該職員」という。）は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）をいう。第三項において同じ。）に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

156 省略

156 同上

（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）

第七十四条の四 国税庁等又は税關の当該職員（以下第四項までにおいて「当該職員」という。）は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

3|2 当該職員は、酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

4 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒税法第十条第二号（製造免許等の要件）に規定する酒類販売業者の酒税法第十条第二号（製造免許等の要件）に規定する酒類販売業者の

分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税關の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に對してその団体員の酒類の製造若しくは販売に關し参考となるべき事項を質問し、當該団体の帳簿書類その他の物件を検査し、又は當該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

5 省略

（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の五 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行う場合を除く。）は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

一 たばこ税に関する調査 次に掲げる行為

イ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十五条（記帳義務）に規定する者に對して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ（同法第三条（課税物件）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に對する諮詢）において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 製造たばこを保税地域から引き取る者に對して質問し、又はその引き取る製造たばこを検査すること。

ハ 省略

二 イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者に對して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

二 揮発油税又は地方揮発油税に関する調査 次に掲げる行為

イ 省略

ロ 揮発油を保税地域から引き取る者に對して質問し、又はその引き取る揮発油を検査すること。

ハ 省略

（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の五 同上

一 同上

イ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十五条（記帳義務）に規定する者に對して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に對する諮詢）において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 製造たばこを保税地域から引き取る者に對して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

ハ 同上

二 ハ 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に對してその出所若しくは到達先を質問すること。

イ 同上

ロ 揮発油を保税地域から引き取る者に對して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

ハ 同上

二 イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他の自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

三 石油ガス税に関する調査 次に掲げる行為

イ 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十四条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する石油ガス（同法第二条第一号（定義）に規定する石油ガスをいう。以下この号及び第七十四条の十二第四項において同じ。）、石油ガスの容器若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 課税石油ガス（石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガスをいう。以下この号において同じ。）を保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器（同法第二条第三号に規定する自動車用の石油ガス容器をいう。）を検査すること。

ハ 省略

二 イ又はロに規定する者に石油ガスを譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

石油石炭税に関する調査 次に掲げる行為

四 イ 省略

ロ 原油等を保税地域から引き取る者（石油石炭税法第十五条第一項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、又はその引き取る原油等を検査すること。

ハ 省略

二 イ又はロに規定する者に原油等を譲渡する義務があると認められ

二 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

三 同上

イ 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十四条（記帳義務）に規定する者若しくは石油ガス（同法第二条第一号（定義）に規定する石油ガスをいう。以下この号及び第七十四条の十二第四項において同じ。）を石油ガスの充填者（同法第四条第一項（納税義務者）に規定する石油ガスの充填者をいう。第七十四条の十二第四項において同じ。）に供給する者に対して質問し、これらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めるこ

ロ 課税石油ガス（石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガスをいう。以下この号において同じ。）を保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器（同法第二条第三号に規定する自動車用の石油ガス容器をいう。）を検査すること。

ハ 同上

二 運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

四 同上

ロ 原油等を保税地域から引き取る者（石油石炭税法第十五条第一項

（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、又はその引き取る原油等を検査すること。

二 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出

る者その他自己の事業に関しイ又は口に規定する者と取引があると認められる者に對して質問し、これらの者の業務に關する帳簿書類

その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

五 省 略

(当該職員の団体に対する諮詢及び官公署等への協力要請)

第七十四条の十二 省 略

2・3 省 略

4 国税庁等又は税關の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条（記帳義務）に規定する者は石油ガスを石油ガスの充填者（同法第四条第一項（納稅義務者））に規定する石油ガスの充てん者をいう。）に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の石油ガスの充填若しくは取引又は消費に關し参考となるべき事項を諮詢することができる。

5・7 省 略

(適用除外)

第七十六条 次に掲げる处分については、前条の規定は、適用しない。

一 省 略

二 行政不服審査法第七条第一項第七号（適用除外）に掲げる处分

2 省 略

所若しくは到達先を質問すること。

(当該職員の団体に対する諮詢及び官公署等への協力要請)

第七十四条の十二 同 上

2・3 同 上

4 国税庁等又は税關の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条（記帳義務）に規定する者は石油ガスを石油ガスの充填者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の石油ガスの充填若しくは取引又は消費に關し参考となるべき事項を諮詢することができる。

5・7 同 上

(適用除外)

第七十六条 同 上

一 同 上

二 行政不服審査法第七条第一項第七号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる处分

2 同 上

第一百二十六条 納稅者がすべき國稅の課稅標準の申告（その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。）をしないこと、虚偽の申告をすること又は國稅の徵收若しくは納付をしないことを煽動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 納稅者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、又は國稅の徵收若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も前項と同様とする。

第一百二十七条 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第一百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略
二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）若しくは第七十四条の四から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 省 略

第一百二十九条 省 略

第一百三十条 省 略

第一節 犯則事件の調査及び処分

（質問、検査又は領置等）

第一百三十一条 国税庁等の当該職員（以下第百五十二条（調書の作成）まで及び第一百五十五条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等について

第一百二十六条 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることで起きた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百二十七条 同 上

一 同 上

二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）、第七十四条の四（第三項を除く。）、第七十四条の五（第一号二、第二号二、第三号二及び第四号二を除く。）若しくは第七十四条の六（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 同 上

第一百二十八条 同 上

第一百二十九条 同 上

2 同 上

(の告発)において「当該職員」という。)は、国税に関する犯則事件(第一百三十五条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)及び第百五十三条第二項(調査の管轄及び引継ぎ)を除き、以下この節において「犯則事件」という。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。)に對して出頭を求め、犯則嫌疑者等に對して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2| 当該職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押え等)

第一百三十二条 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

2| 差し押さるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3| 前二項の場合において、急速を要するときは、当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する

許可状により、前二項の処分をすることができる。

4 | 当該職員は、第一項又は前項の許可状（第百四十七条（鑑定等の嘱託

）を除き、以下「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則

事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 | 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易

裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、

自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければならない。

6 | 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

7 | 当該職員は、許可状を他の当該職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができることができる。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第一百三十三条 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、

許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対しても発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 | 当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 | 当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第一百三十四条 当該職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)

第一百三十五条 当該職員は、間接国税（消費税法第四十七第二項（引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等）に規定する課税貨物に課される消費税その他の政令で定める国税をいう。以下同じ。）に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行った者がある場合において、その証拠となると認められるものを採取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第一項（臨検、捜索又は差押え等）の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 当該職員は、間接国税に関する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを採取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第一項の臨検、捜索又は差押えを

することができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第一百三十六条 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、当該職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

- 一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。
- 二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分)

第一百三十七条 当該職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第一百三十八条 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、当該職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること。

(許可状の提示)

第一百三十九条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらとの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第一百四十条 当該職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(警察官の援助)

第一百四十二条 当該職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

(所有者等の立会い)

第一百四十三条 当該職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの人代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならぬ。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3 第百三十五条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押え）の規定により臨検、搜索又は差押えをする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 女子の身体について搜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(領置目録等の作成等)

第一百四十四条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他当該職員が適當と認める者にい。

(領置物件等の処置)

第一百四十五条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他当該職員が適當と認める者に

、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

- 2| 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

(領置物件等の還付等)

- 第一百四十五条 当該職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者には居所がわからぬため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

- 2| 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。
- 3| 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

(移転した上差し押された記録媒体の交付等)

- 第一百四十六条 当該職員は、第一百三十六条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

- 2| 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。
- 3| 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

- 第一百四十七条 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、

学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の当該職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、当該職員からこれをしなければならない。

前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければならない。

鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限）

第一百四十八条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間にには、してはならない。ただし、第百三十五条（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）の規定により処分をする場合及び消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に課される消費税その他の政令で定める国税について旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（処分中の出入りの禁止）

第一百四十九条 当該職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

第一百五十九条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(捜索証明書の交付)

第一百五十一条 捜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調書の作成)

第一百五十二条 当該職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 当該職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 当該職員は、この節の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(調査の管轄及び引継ぎ)

第一百五十三条 犯則事件の調査は、国税庁の当該職員又は事件発見地を所轄する国税局若しくは税務署の当該職員が行う。

2 国税庁の当該職員が集取した第百五十六条第一項（間接国税に関する犯則事件についての報告等）に規定する間接国税に関する犯則事件の証拠で、重要な犯則事件に関するものは所轄国税局の当該職員に、その他のものは所轄税務署の当該職員に、それぞれ引き継がなければならない。

3 国税局の当該職員が集取した犯則事件の証拠は、所轄税務署の当該職

員に引き継がなければならない。ただし、重要な犯則事件の証拠については、この限りでない。

4 税務署の当該職員が集取した重要な犯則事件の証拠は、所轄国税局の当該職員に引き継がなければならない。

5 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。ただし、その証拠が重要な犯則事件の証拠であるときは、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

(管轄区域外における職務の執行等)

第一百五十四条 国税局又は税務署の当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する国税局又は税務署の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

2 税務署長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

3 国税局長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の国税局長又は税務署長に嘱託することができる。

第二節 犯則事件の処分

(間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発)

第一百五十五条 当該職員は、次に掲げる犯則事件の調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発しなければならない。

- 一 間接国税以外の国税に関する犯則事件
- 二 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件（酒税法第五十五条第一項又は第三項（罰則）の罪その他政令で定める罪に係る事件に限る。）

(間接国税に関する犯則事件についての報告等)

第一百五十六条 国税局又は税務署の当該職員は、間接国税に関する犯則事件（前条第二号に掲げる犯則事件を除く。以下同じ。）の調査を終えたときは、その調査の結果を所轄国税局長又は所轄税務署長に報告しなけ

ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。

三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

2 国税庁の当該職員は、間接国税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果を所轄国税局長又は所轄税務署長に通報しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)

3 第百五十七条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは同項の規定にかかるらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、国税局長又は税務署長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権を停止し、当該通告を更正することができる。

4 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

5 犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

6

犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分の不履行)

第一百五十八条 犯則者が前条第一項の通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

(検察官への引継ぎ)

第一百五十九条 間接国税に関する犯則事件は、第一百五十六条第一項ただし書（間接国税に関する犯則事件についての報告等）の規定による国税局若しくは税務署の当該職員の告発、同条第二項ただし書の規定による国税庁の当該職員の告発又は第一百五十七条第二項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）若しくは前条の規定による国税局長若しくは税務署長の告発を待つて論ずる。

2 第百五十五条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第一百五十二条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならぬ。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第一百四十四条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引

き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 第一項の告発は、取り消すことができない。

（犯則の心証を得ない場合の通知等）

第一百六十条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。